

小牧市外で 一般廃棄物の処理を行う 場合のマニュアル

～市町村間協議とは～



**小牧市役所
ごみ政策課**

【市町村間協議とは】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第3項の規定に基づき、小牧市内で発生した一般廃棄物を他市町村域内で処理する場合は、その市町村が策定する一般廃棄物処理計画との調和を図るため、事前に手続が必要になります。

〔法第6条第3項〕

- 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

【申請について】

申請にあたっては、下記書類を1部ご用意いただき、ご提出してください。

なお、協議結果については、相手市町村からの結果を経ての通知となるため、2週間から1か月程度のお時間がかかりますので、お早めに申請してください。特に4月からの処理をご希望される場合は、年度末の事務処理が増加するため、1か月前の申請をお願いします。

【提出書類】

- ① 一般廃棄物の処理に関する申請書
- ② 車検証
- ③ 車両の写真（前面（真正面）及び側面（真横）又は斜め前方及び後方から撮影したもの）
- ④ 発生場所から処理施設までのルート（地図）
- ⑤ 小牧市の一般廃棄物収集・運搬の許可証の写し A 及び 搬入を行う施設の所在市町村の一般廃棄物収集・運搬の許可証の写し B ※

※以下の例に該当する場合は不要

【 A・B ともに不要な例 】

自身が発生させた一般廃棄物を自身で市外の一般廃棄物処理施設へ搬入する場合

→ a 社が草刈を行い、a 社が運搬を行う。

ただし、次の例は認められません。

× 元請けの a 社が草刈を行い、下請けの b 社が運搬を行う。

× 下請けの b 社が草刈を行い、元請けの a 社が運搬を行う。

【 B が不要な例 】

登録再生利用事業者へ食品を搬入する場合

【注意事項】

- 申請書及び添付書類は、廃棄物処理施設ごとに用意してください。
- 「複数の廃棄物の発生場所」から出る廃棄物を「同一の廃棄物処理施設」で処理する予定がある場合は、申請書の記入欄に「別添のとおり」と記入した上、申請書で記載を求めている内容が分かるように一覧表を添付してください。
- 「廃棄物処理期間」の開始日について、協議実施日から処理開始日まで十分な日数がない場合は、「搬入承認のあった日」と記載してください。
- 同一の内容であっても、年度をまたぐ場合は、改めて申請が必要になります。
- 申請にあたっては、事前に処理施設の可否を確認してから行ってください。なお、市町村間協議については、相手市町村との協議となるためご希望に副えない場合があります。

【実績報告について】

- (1) 一般廃棄物受入協議結果通知書にある処理実績の報告につきましては、「一般廃棄物処理実績報告書」の提出により行ってください。
- (2) 提出は、事業終了後、速やかに行ってください。

【フロー】

希望日から	申請者（事業者）	小牧市	相手市町村
1 か月前	事前相談 申請書の提出	申請書の確認 相手市町村あての 書類作成	
3 週間前		申請書の送付 (郵送)	申請書の確認及び 審査
2 週間～ 3 週間前		協議結果の確認 申請者への書類作 成及び送付 (郵送)	協議結果の通知 (郵送)
数日前	協議結果の確認 許可日からの搬入 開始		

【申請書等の提出先】

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所 市民生活部 ごみ政策課 ごみ減量推進係

TEL : (0568) 76-1187 〈直通〉 Fax : (0568) 72-2340